

船員災害防止活動の促進に関する法律

1. 案内情報

手続名 : 安全衛生改善計画の届出
手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律第16条第2項
手続対象者 : 地方運輸局長より安全衛生改善計画の作成を指示された船舶所有者
提出時期 : 作成指示書に記載された期日（原則として指示書交付の日から30日後）までに提出。
提出方法 : 改善計画を記載した書類（様式はない）を、指示を受けた地方運輸局長へ提出する。
手数料 : なし
添付書類・部数 : 労働組合等からの意見書・1部
申請書様式 : なし
記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 1 3 4 - 2 3 - 4 2 1 5
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	0 2 5 - 2 4 4 - 6 1 1 6
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 5 2 - 9 5 2 - 8 0 2 6
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 6 - 6 9 4 9 - 6 4 3 2
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	0 7 8 - 3 2 1 - 7 0 5 5
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 2 - 2 2 8 - 8 7 0 1
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 8 7 - 8 2 5 - 1 1 9 5
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0 9 3 - 3 3 2 - 8 0 8 5
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1

受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

審査基準 : ー
標準処理期間 : ー
不服申立方法 : 行政不服審査法